

議員提出議案第3号

市長の専決処分事項の指定について

標記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び桑名市議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和3年7月1日 提出

提出者	桑名市議会議員	辻 内 裕 也
賛成者	同	渡 邊 清 司
	同	松 田 正 美
	同	満 仲 正 次
	同	佐 藤 肇
	同	畑 紀 子
	同	伊 藤 研 司

市長の専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

- 1 1件100万円（自動車事故に係るものについては、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）による保険金額の最高限度額）以下の法律上の義務に属する損害賠償の額を定めること並びにこれらに伴う和解及び調停に関すること。
- 2 市営住宅の管理上必要な訴えの提起（民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により訴えの提起があったものとみなされる場合を含む。次項及び第4項において同じ。）、和解及び調停に関すること。
- 3 住宅新築資金等貸付金及び福祉資金貸付金の償還に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。
- 4 その目的の価額が180万円以下の金銭債権に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること（前2項に掲げるものを除く。）。
- 5 市の債権（桑名市債権管理条例（令和3年桑名市条例第21号）第2条第1号に規定する債権をいう。）が対象となる会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第1項に規定する更生手続及び民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続に関すること。
- 6 議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負の契約について、契約金額の100分の10かつ3,000万円以内の変更及び契約期間又は期限の延長に関すること。

附 則

- 1 この専決処分事項の指定は、議決の日から適用する。
- 2 地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長専決処分事項の指定について（平成16年12月15日議決）は廃止する。
- 3 地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長専決処分事項の指定について（平成19年3月29日議決）は廃止する。